山口市分別収集計画

【平成29年度~平成33年度】

山口市

山口市分別収集計画

平成28年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本市においては、清掃工場や最終処分場で焼却・埋立てを中心としたごみ処理を 実施していますが、最終処分量の減量化を図るため、清掃工場においては焼却灰の セメント原料化を図り、中間処理施設で生成される灰についてはスラグ化を図って います。また、ごみ処理の余熱を利用した発電や温水供給などのサーマルリサイク ルを行っています。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。本計画の推進により、容器包装廃棄物の分別収集・再資源化を促進するとともに、焼却炉への負担軽減と最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環社会の形成が図られるものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとします。

- (1) 市民、事業者及び行政が、主体的かつ協働した取組みを進めることにより、容器包装廃棄物の削減と分別・リサイクルの推進に取り組みます。
- (2) 発生抑制、循環的利用、適正処分という優先順位に基づいた取組みを進め、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指します。
- (3) 収集、運搬及び選別処理等に当たっては、経済性や環境への負荷低減等を総合的に精査・検討し、容器包装廃棄物の分別収集を推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月を始期とする5年間(平成29年度~平成33年度)とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他色)、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位: t)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
容器包裝棄棄物	12, 340	12, 172	11, 995	11,818	11, 637

各年度における容器包装廃棄物の区分別排出量の見込み

(単位: t)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
スチール製容器		490	483	476	469	462
アルミ集	容器	490	483	476	469	462
	無色びん	1, 469	1, 449	1, 428	1, 407	1, 385
ガニッ制 宏明	茶色びん	1, 224	1, 207	1, 190	1, 172	1, 155
ガラス製容器	その他色びん	441	435	428	422	416
	/計	3, 134	3, 091	3, 046	3, 001	2, 956
飲料用紙製容器		294	290	286	281	277
ダンボール		1, 469	1, 449	1, 428	1, 407	1, 385
紙製容器包装		1, 958	1,932	1, 904	1,876	1, 847
ペットボトル		588	580	571	563	554
プラスチック製容器包装		3, 917	3, 864	3, 808	3, 752	3, 694
승카		12, 340	12, 172	11, 995	11, 818	11, 637

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施にあたっては市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場から役割を 分担し、相互に協力・連携を図ります。

○情報提供の充実

- ・ごみ減量・資源化に関する市民の自主的な取組みを促すため、情報提供の充実を図ります。具体的には、「ごみ・資源収集カレンダー」の更なる内容の充実を図るとともに、ごみの分別ルールだけでなく、市全体のごみ分別処理に関する情報などについても、広報紙やホームページ(やまぐちエコポータル)のほかあらゆる媒体を活用して積極的に情報提供を行います。
- ・ごみの分別方法やリサイクルに関することなど、市民からの問い合わせにすば やく対応するため、「山口市ごみ情報ダイヤル」の充実を図ります。

○啓発活動の推進

- ・市民のごみ減量とリサイクルに対する関心を高め、具体的な行動への誘導を図るための働きかけとして、市民が参加して楽しく学べる啓発イベント(やまぐちエコパークまつりなど)の定期的な開催や、市の職員が地域や事業所などに出向いて分別説明会等を実施します。
- ・市のウェブサイトやフェイスブック等を通じて、本市の環境情報を手軽に受発 信できるようなシステムを構築します。

○環境教育・環境学習の充実

- ・市民が、様々な視点から、ごみ減量や資源化などの環境に対する理解を深める機会を提供するため、リサイクルプラザでの環境学習講座やごみ処理施設の見学受入れの充実を行います。また、リサイクル推進をはじめとした環境分野への取組みを行う「やまぐちエコ倶楽部」等のボランティア団体に対する支援と連携の充実を図ります。
- ・学校教育と連動した環境学習として、副読本「あいらぶ山口」を作成し、将来を 担う子どもたちの環境意識を高めるため、小学校4年生を対象に実施している 環境教育の充実を図ります。

○市民の自主的取組みの促進・支援

- ・市民による自主的な取組みを促進するため、マイバッグ利用などの家庭における取組みに関する情報提供や啓発の充実を図ります。
- ・市民個々の取組みのほか、地域コミュニティ団体や環境分野に取り組むボランティア団体の活動は、市民相互の連携により大きな力を発揮することから、資源物の集団回収に対して奨励金の交付を行う「つくし推進事業」を継続し、これらの団体の育成・支援を行います。

○事業者の自主的取組みの促進・支援

- ・事業者による自主的な取組みを促進するため、ごみ減量等に関する取組み事例 や民間資源化ルートなどを掲載した事業系ごみに関するパンフレットの作 成・配布等により、情報提供と指導の充実を図ります。
- ・搬入許可証交付の際に、資源物の取り扱いについてのチラシを配布し、事業者 への周知を図ります。
- ・小売店が実施する店頭での資源物回収のほか、簡易包装やレジ袋削減などの取 組みについて啓発を行います。
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

容器包装廃棄物の収集に係る区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	無色透明のびん 茶色のびん その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第 8条第2項第4号)

(単位: t)

	平成2	9年度	平成3	0年度	平成3	1年度	平成3	2年度	平成3	3年度	
主としてスチール製の容 器	18	31	17	76	17	71	16	66	16	61	
主としてアルミ製の容器	289		290		291		292		293		
	797		800		802		803		804		
無色のガラス製容器	(容り協)	(独自)	(容り協)	(須虫自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	
		797		800		802		803		804	
	81	810		804 798		98	792		786		
茶色のガラス製容器	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	
		810		804		798		792		786	
	39	95	399		401		402		403		
その他の色のガラス製容 器	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	
	395		399		401		402		403		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
主としてダンボール製の 容器	1, 3	318	1, 3	323	1, 3	328	1, 3	333	1, 3	338	
	25	52	25	50	24	1 8	24	46	24	14	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	
	252		250		248		246		244		
主としてポリエチレンテ レフタレート(PET)	40	03	405		407		409		411		
製の容器であって飲料、 しょうゆ等を充てんする ためのもの	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	
	403		405		407		409		411		
主としてプラスチック製 の容器包装であって上記	1, 4	1, 478		1, 488		1, 498		1,508		1, 518	
	(容り協	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	(容り協)	(独自)	
以外のもの	1, 478		1, 488		1, 498		1,508		1, 518		
合計	5, 9	956	5, 9	968	5, 9	977	5, 9	984	5, 9	991	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物(以下「特定分別基 準適合物等」という。)の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、実績をもとに次の方法により算定した。

※1人1日当たりの排出量= (家庭系可燃ごみ、不燃ごみ、資源物+集団回収量) ÷人口

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、缶、びん(茶色)、紙パック、ダンボールについては、市民団体や子ども 会等による集団回収が定着していることから、引き続きこれらの団体が集団回収を 実施することとします。

収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階	
缶	直営又は委託	直営	
Щ	集団回収	民間業者	
無色透明のびん	直営又は委託	直営	
茶色のびん	直営又は委託	直営	
衆色のいん	集団回収	民間業者	
その他の色のびん	直営又は委託	直営	
紙パック	直営又は委託	直営	
が以入りク	集団回収	民間業者	
ダンボール	直営又は委託	民間業者	
7 7 N -/V	集団回収	民間業者	
紙製容器包装	直営又は委託	直営	
ペットボトル	直営又は委託	直営	
プラスチック製容器包装	直営又は委託	直営	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現在、整備している施設により、分別収集及び中間処理を行います。また、収集車両等の更新を適時実施します。

容器包装廃棄 物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶 アルミ缶	缶	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿知須清掃センター 阿東クリーンセンター
無色のびん	無色透明のびん	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿知須清掃センター 小郡ストックヤード 阿東クリーンセンター
茶色のびん	茶色のびん	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿知須清掃センター 小郡ストックヤード 阿東クリーンセンター
その他のびん	その他の色の びん	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
紙パック	紙パック	紙ひもで結束、 プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
ダンボール	ダンボール	紙ひもで結束	パッカー車 平ボディー車	民間業者
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	紙ひもで結束 又は紙袋	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
ペットボトル	ペットボトル	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿知須清掃センター 小郡ストックヤード
その他のプラス チック製容器包 装	プラスチック製容器包装	透明又は半透明で中身の見える袋	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

○資源物集団回収への促進・支援

自治会や子ども会等が行う集団回収を促進するため、奨励金の交付(つくし推 進事業)などによるこれらの団体の育成支援を継続して行います。

○資源物ステーション(資源物拠点回収施設)の増設

市民がごみ分別・リサイクルをしやすい仕組みづくりとして、資源物を市民が 各自の都合に合わせて直接持ち込むことができる資源物拠点回収施設の整備を 進めます。

○容器包装廃棄物の適正な排出

容器包装廃棄物の排出時には、分別の区分と基準に従い適正に排出されるよう に、職員による指導を随時行う。

○独自の資源回収品目

本市では容器包装廃棄物のほかに、新聞、雑誌を資源物として分別収集します。